

事業者の皆さんへ

高齢障がい者等に介護保険サービスを提供する場合は、特に次の点に留意してください。

障がい者のサービス利用を排除しない

- 障がいを理由にサービス提供を拒否することは、障がい者差別につながります。
- 障がい者のニーズに対応できない、介護に手がかかる又は対応の経験がないなどの理由で、安易にサービス提供を拒否しないでください。
- また、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合には、別の事業者を紹介したり、地域ケア会議に支援を求めするなど、障がい者に不利益が生じないように努めましょう。

説明と納得に基づくサービス提供を

- サービスの手順や内容、利用者と事業者の責任の範囲、利用料や諸費用と支払方法について、またサービス提供時の配慮の希望と対応の可能性などについて、詳しく丁寧に説明し、利用者本人から了解を得るようにしましょう。
- コミュニケーション支援など種々の障がいに応じてできる限り配慮してください。
- また、利用料等の請求の際には、必ず明細書を添付して内容を明らかにし、十分説明するとともに、支払い方法については、利用者の意見を踏まえて取り決めるよう努めましょう。

参加しやすい行事運営を

- 障がいの有無にかかわらず、施設等では、利用者全員がレクリエーションや行事に楽しく参加できるように努めます。
- 利用者一人ひとりに応じた説明やコミュニケーションの支援に取り組んでください（絵や図で説明、手話通訳をつける、など）。
- 行事は、みんなで楽しめるようにしましょう。